第四章の二　特定労働者協同組合

（理事と特殊の関係のある者の範囲等）

第八十一条の二　法第九十四条の三第四号（法第九十四条の九第四項において準用する場合を含む。）に規定する理事と厚生労働省令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一　当該理事（清算人を含む。以下この条において同じ。）の配偶者

二　当該理事の三親等以内の親族

三　当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

四　当該理事の使用人

五　前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの

六　前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

（新設）

（認定の申請）

第八十一条の三　法第九十四条の五第一項の認定の申請をしようとする組合は、様式第十八の二により作成した申請書を行政庁に提出しなければならない。

2　法第九十四条の五第二項の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類

二　法第九十四条の三各号に掲げる基準に適合することを説明した書類

三　役員が法第九十四条の四第一号イからニまでのいずれにも該当しないことを説明した書類

四　法第九十四条の四第二号から第四号までのいずれにも該当しないことを説明した書類

五　前各号に掲げるもののほか、行政庁が必要と認める書類

（新設）

（公示の方法）

第八十一条の四　法第九十四条の八（法第九十四条の九第四項において準用する場合を含む。）、第九十四条の十第二項、第九十四条の十六、第九十四条の十八第二項及び第九十四条の十九第三項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（新設）

（軽微な変更）

第八十一条の五　法第九十四条の九第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、特定労働者協同組合（法第九十四条の三第二号に規定する特定労働者協同組合をいう。以下同じ。）の主たる事務所の所在場所の変更であって、当該変更前及び変更後の事務所の所在場所が同一の都道府県の区域内であるものとする。

（新設）

（特定労働者協同組合の主たる事務所の所在場所の変更の認定の申請）

第八十一条の六　法第九十四条の九第二項の変更の認定を受けようとする特定労働者協同組合は、様式第十八の三により作成した申請書を行政庁に提出しなければならない。

2　法第九十四条の九第三項の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　定款

二　第八十一条の三第二項各号に掲げる書類

三　当該変更を決議した総会又は総代会の議事録の写し

四　当該変更が合併又は事業の譲渡に伴うものである場合には、その契約書の写し

五　前各号に掲げるもののほか、行政庁が必要と認める書類

3　法第九十四条の九第一項の変更の認定を受けた特定労働者協同組合は、遅滞なく、登記事項証明書を行政庁に提出しなければならない。

（新設）

（特定労働者協同組合関係事務の引継ぎ）

第八十一条の七　法第九十四条の九第六項の規定による事務の引継ぎは、行政庁の変更を伴う変更の認定を受けた特定労働者協同組合に係る法の規定に基づく事務（以下第